

「特別定額給付金」の申請はお済みですか？

厚生課特別定額給付班 ☎(63)2159

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、感染症の拡大防止に留意しつつ、家計への支援を行うため、「特別定額給付金」の支給を行っています。自宅に郵送で届いた申請書に記入の上、返信用封筒でご返信ください。申請には期限がありますので、申請漏れにご注意ください。



給付対象者

基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に登録されている人
※受給権者は世帯主

給付額

給付対象者1人につき10万円

申請方法

(1)郵送申請

各世帯に送付された申請書に必要事項を記入し、申請者の本人確認書類(免許証・保険証等)の写しと振込先口座の確認書類(通帳等)の写しとともに、同封の返信用封筒で返信してください。

(2)オンライン申請

5月1日からオンライン申請の受付を開始しています。「マイナポータル」(国が運営するオンラインサービス)の特別定額給付金申請画面で電子申請を行うことができます。(マイナンバーカード所持者に限る)

申請期限

8月19日(水)まで

振込について

市役所が申請書を受理してから2~3週間程度で、振り込みとなります。
ただし、申請内容に不備等がある場合は、上記の期間以上に時間を要することもありますのでご了承ください。

注意!

それ、給付金を装った詐欺かもしれません!

「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください。

- 市役所や総務省などの職員が銀行ATMの操作をお願いすることはありません。
- 市役所や総務省などの職員が「特別定額給付金」の給付のために手数料等の振り込みを求めません。